特定計量器販売事業者現況調査票（回答用紙）

**※現況調査の際に対象事業所へ郵送しています。電子メールでの回答などの際にご使用ください。**

事業所名・担当部署

ご担当者名

電話番号

１．届出事項について

変更・修正がある場合は、別途届出書（添付書類含む）を提出してください。

（１）販売事業届出者氏名又は名称及び営業所名・所在地(法51条第1項1号)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名　　称 |  | |
| 住所(所在) |  | |
| 代　表　者 |  | |
| 営業所名と  所在地(前橋市内のみ) | «営業所名» | «営業所の所在地» |

（２）事業の区分（法51条第1項2号、令13条、規則16条）

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | **質 量 計**　　　※基本的に質量計のみです |

２．遵守事項の実施状況（法52条1項）<営業所等販売場所での実施状況>

　　　届出者の遵守事項です。販売状況によりあてはまらないケースもありますが守るべき事項と

して内部の情報共有や購入者への説明に努める必要があります。前橋市内に複数の営業所があ

る場合は、お手数ですが各営業所に実施状況をご確認の上、ご回答ください。

　（１）知識の習得（規則19条1号）

|  |
| --- |
| 「特定計量器の性能及び使用の方法、法の規則、その他の適正な計量の実施のために必要な知識の習得に努めていますか？」  　　　　　　　例：計量器に関する性能・使用方法・法規制など  ☟下欄の選択肢に**〇**をつけ、内容や理由を記載してください。 |
| **知識の習得に｛　努めている　・　努めていない　｝**  （努めている内容、努めていない理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

　（２）必要な事項の説明（規則19条2号）

|  |
| --- |
| 「特定計量器を購入する者(一般消費者・納品先等)に対し、適正な計量の実施のために必要なことを説明していますか」  　例：性能・使用方法・法規制(取引・証明に使用できるか。定期検査が必要かどうか)など  ☟下欄の選択肢に〇をつけ、内容や理由を記載してください。 |
| **必要事項を｛　説明している　・　説明していない　｝**  （している内容、していない理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

【回答送付先】〒371-8601　前橋市大手町２-１２-１　市議会庁舎１階

　　　　　　　　　　　　　前橋市　共生社会推進課　消費生活センター

　　℡027-898-1756　Fax027-221-6200　E-mail:shouhi@city.maebashi.gunma.jp

特定計量器販売事業者現況調査票（回答用紙）**《記入例》**

１．届出事項について

変更・修正がある場合は、別途「変更届」と必要書類を提出してください。

（１）販売事業届出者氏名又は名称及び営業所名・所在地(法51条第1項1号)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名　　称 | **前橋計量衡機**  **市から直接調査票を郵送した場合、印字されています。**  **変更があった場合は「変更届」も必要です。添付書類が必要な場合がありますのでご確認ください。** | |
| 住所(所在) | **前橋市千代田町2-5-5** | |
| 代　表　者 | **秤　衡一郎　量次郎** | |
| 営業所名と  所在地(前橋市内のみ) | **総社店** | **総社町2-5-1** |

（２）事業の区分（法51条第1項2号、令13条、規則16条）

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | **質 量 計**　　　※基本的に質量計のみです |

**それぞれ、実情に応じ〇をつけ、内容や理由を記入してください。遵守されていない場合、対応や対処予定なども記入してください。**

２．遵守事項の実施状況（法52条1項）

　　届出者の遵守事項です。販売状況によりあてはまらないケースもありますが守るべき事項と

して内部の情報共有や購入者への説明に努める必要があります。前橋市内に複数の営業所があ

る場合は、お手数ですが各営業所に実施状況をご確認の上、ご回答ください。

　（１）知識の習得（規則19条1号）

|  |
| --- |
| 「特定計量器の性能及び使用の方法、法の規則、その他の適正な計量の実施のために必要な知識の習得に努めていますか？」  　　　　　　　例：計量器に関する性能・使用方法・法規制など  ☟下欄の選択肢に**〇**をつけ、内容や理由を記載してください。 |
| **知識の習得に｛　努めている　・　努めていない　｝**  (努めている内容、努めていない理由：年1回、計量器に関する社内講習を行っている。 ） |

　（２）必要な事項の説明（規則19条2号）

|  |
| --- |
| 「特定計量器を購入する者(一般消費者・納品先等)に対し、適正な計量の実施のために必要なことを説明していますか」  　　例：性能・使用方法・法規制(取引・証明に使用できるか。定期検査が必要かどうか)など  ☟下欄の選択肢に〇をつけ、内容や理由を記載してください。 |
| **必要事項を｛　説明している　・　説明していない　｝**  (している内容、していない理由：質量計の販売機会がなかったが説明事項は了解している。) |

【回答送付先】〒371-8601　前橋市大手町２-１２-１　市議会庁舎１階

　　　　　　　　　　　　　前橋市　共生社会推進課　消費生活センター

　　℡027-898-1756　Fax027-221-6200　E-mail:shouhi@city.maebashi.gunma.jp